

議案第80号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第6条関係）

区分	指定基準
略	
サービス の提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</u></p> <p><u>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>5 略</u></p>

別表第1（第6条関係）

区分	指定基準
略	
サービス の提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 略</u></p>

6 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 略

8 略

略

別表第2（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
----	------	------

4 略

5 略

略

別表第2（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
----	------	------

略

サ
ー
ビ
ス
の
提
供

- 1 略
- 2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。
- 3・4 略
- 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する

略

略

サ
ー
ビ
ス
の
提
供

- 1 略
- 2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。
- 3・4 略
- 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する

略

る具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

る具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。

7 略	
略	

6 略	
略	

別表第3（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サ ー ビ ス の 提 供	1～4 略 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるこ</u>	略

別表第3（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サ ー ビ ス の 提 供	1～4 略 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。	略

と。

6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 略

略

別表第4（第12条関係）

区分	指定基準
略	

6 略

略

別表第4（第12条関係）

区分	指定基準
略	

サ ー 1～3 略

ビ ス 4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生

の 提 し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管

供 理上必要な措置を講ずること。

5 略

6 略

7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連
絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めると
ともに、その計画を実行できるよう利用者及びそ
の家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練する
こと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民
の参加が得られるよう連携に努めること。

8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従
い必要な措置を講ずること。また、従業者に対
し、業務継続計画について周知するとともに、必

サ ー 1～3 略

ビ ス

の 提

供

4 略

5 略

6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連
絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めると
ともに、その計画を実行できるよう利用者及びそ
の家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練する
こと。

要な研修及び訓練を定期的に実施すること。な
お、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要
に応じて変更を行うこと。

9 略

略

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
略	
サ一	1・2 略
ビス	<u>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護す</u>
の提	<u>るため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束</u>
供	<u>等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束</u>
	<u>等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の</u>
	<u>心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その</u>

7 略

略

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
略	
サ一	1・2 略
ビス	
の提	
供	

他必要な事項を記録すること。

4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

5 略

6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 略

8 略

略

3 略

4 略

5 略

略

別表第6（第16条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サ一	1～4 略	略
ビス	5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u>	
の提供	6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる</u>	

別表第6（第16条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サ一	1～4 略	略
ビス	5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。	
の提供		

こと。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 略

略

別表第7（第18条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1～3 略 4 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者であること。	

6 略

略

別表第7（第18条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1～3 略 4 <u>就労支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ</u> 1人以上は、常勤の者であること。	

略

サ
ー
ビ
ス
の
提
供

1・2 略

3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

4 略

5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるこ

略

略

サ
ー
ビ
ス
の
提
供

1・2 略

3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延をしないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

4 略

5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。

略

と。

6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 略

略

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		

6 略

略

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		

サー 1～4 略

ビス 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施

略

サー 1～4 略

ビス 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。

略

すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 略

略

別表第9（第22条関係）

区分	指定基準
略	
サー ビス の 提 供	<p>1・2 略</p> <p><u>3</u> <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従</u></p>

6 略

略

別表第9（第22条関係）

区分	指定基準
略	
サー ビス の 提 供	<p>1・2 略</p> <p><u>3</u> 略</p>

い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

6 略

7 略

略

別表第10（第24条関係）

区分	指定基準
略	
サ	1・2 略
ビス	<u>3</u> 感染症その他の規則で定める健康被害が発生
の提	<u>し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管</u>

4 略

5 略

略

別表第10（第24条関係）

区分	指定基準
略	
サ	1・2 略
ビス	
の提	

供

理上必要な措置を講ずること。

4 略

5 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

6 略

7 略

略

別表第11（第26条関係）

区分	指定基準
略	

供

3 略

4 略

5 略

略

別表第11（第26条関係）

区分	指定基準
略	

サ ー 1～6 略

ビ ス 7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連
の 提 絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めると
供 ともに、その計画を実行できるよう利用者及びそ
の家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練する
こと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民
の参加が得られるよう連携に努めること。

8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従
い必要な措置を講ずること。また、従業者に対
し、業務継続計画について周知するとともに、必
要な研修及び訓練を定期的実施すること。な
お、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要
に応じて変更を行うこと。

9 略

略

サ ー 1～6 略

ビ ス 7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連
の 提 絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めると
供 ともに、その計画を実行できるよう利用者及びそ
の家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練する
こと。

8 略

略

(鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害者支援施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)		
区分	最低基準	指定基準	区分	最低基準	指定基準
略			略		
サ ー ビ ス の 提 供	1～4 略 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、 <u>地域住民の</u>	略	サ ー ビ ス の 提 供	1～4 略 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。	略

参加が得られるよう連携に努めること。

6 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

	<u>7</u> 略	
	<u>8</u> 略	
略		

	<u>6</u> 略	
	<u>7</u> 略	
略		

(鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
区分	基準	区分	基準
略		略	
設備	1 <u>利用者</u> が創作的活動又は生産活動及び社会との交流を行うために必要な設備、備品等を備えた部屋並びに <u>利用者</u> の特性に応じた便所を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合とし	設備	1 <u>障害者等</u> が創作的活動又は生産活動及び社会との交流を行うために必要な設備、備品等を備えた部屋並びに <u>障害者等</u> の特性に応じた便所を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合と

て規則で定める場合にあつては、この限りでない。

2・3 略

サ
ー
ビ
ス
の
提
供

1 略

2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。

3 利用者に生産活動の機会を提供する場合は、作業時間、作業量等がその者に過度な負担とならないよう配慮すること。また、生産活動による収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払うこと。

して規則で定める場合にあつては、この限りでない。

2・3 略

サ
ー
ビ
ス
の
提
供

1 略

2 障害者等の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。

3 障害者等に生産活動の機会を提供する場合は、作業時間、作業量等がその者に過度な負担とならないよう配慮すること。また、生産活動による収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払うこと。

4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

5 次に掲げる事項を記載した運営規程を定め、施設に備え置くこと。

(1)～(3) 略

(4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等が支払う費用の種類及びその額

(5)～(8) 略

6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

4 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

5 次に掲げる事項を記載した運営規程を定め、施設に備え置くこと。

(1)～(3) 略

(4) 障害者等に対して提供するサービスの内容並びに利用者等が支払う費用の種類及びその額

(5)～(8) 略

6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう障害者等及びその家族並びに従業員に周知し、定期的に訓練すること。

7 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

8 略

9 略

略

事故等への対応 1 従業員及び従業員であった者が、利用者又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。

7 略

8 略

略

事故等への対応 1 従業員及び従業員であった者が、障害者等又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。

応 2 利用者の負傷、個人情報^{の漏えい}その他の事故が発生した場合は、直ちに県、市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。
 3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービス等に関する苦情を受け取る窓口の設置その他の措置を講ずること。
 4・5 略

応 2 障害者等の負傷、個人情報^{の漏えい}その他の事故が発生した場合は、直ちに県、市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。
 3 障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービス等に関する苦情を受け取る窓口の設置その他の措置を講ずること。
 4・5 略

別表第2（第6条関係）

区分	基準
略	
設備	1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。

別表第2（第6条関係）

区分	基準
略	
設備	1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 略
 - (2) 利用者の特性に応じた浴室及び便所
 - (3) 利用者が娯楽、団らん、集会等のために共用する部屋で、利用定員に応じて適当な広さを有するもの
 - (4) 略
- 2～4 略

サービスの提供

1 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。

2 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

- (1) 略
 - (2) 障害者の特性に応じた浴室及び便所
 - (3) 障害者が娯楽、団らん、集会等のために共用する部屋で、利用定員に応じて適当な広さを有するもの
 - (4) 略
- 2～4 略

サービスの提供

1 障害者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。

3 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

4 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

5 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例別表第1サービスの提供の項第6号、別表第2サービスの提供の項第6号、別表第3サービスの提供の項第6号、別表第4サービスの提供の項第8号、別表第5サービスの提供の項第6号、別表第6サービスの提供の項第6号、別表第7サービスの提供の項第6号、別表第8サービスの提供の項第6号、別表第9サービスの提供の項第5号、別表第10サービスの提供の項第5号及び別表第11サービスの提供の項第8号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害者支援施設に関する条例別表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例別表第1サービスの提供の項第7号及び別表第2サービスの提供の項第4号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努め

ること」とする。